

平成24年6月22日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件
(うちガスこんろ(都市ガス用) 2件、石油ストーブ(半密閉式) 1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 2件
(うち腕時計 1件、折りたたみ自転車 1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 3件
(うち衣類(ダウンジャケット) 1件、電気ストーブ(ハロゲンヒーター) 1件、
水槽用ウォータークーラー 1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故情報検討会及び第三者委員会合同会議(※)において、審議を予定している案件
該当案件無し

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

(管理番号A201200210を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 株式会社マルマンプロダクツが輸入した腕時計について（管理番号A201200210）

① 事故事象について

使用者（小学生）が、株式会社マルマンプロダクツの輸入した腕時計を装着したまま就寝したところ、右手首に火傷を負う事故が発生しました。

当該事故の原因は、製造時の内部部品取り付け不良により、部品間が通電していたため、当該製品のリュウズ（時計の側面に付けられた突起）と裏蓋に長時間肌が同時に触れていたことで、肌に持続的に電流が流れ火傷を負ったものと考えられます。

② 再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象機種（下記③）について、事故の再発防止を図るため、3月6日にホームページに情報を掲載し、対象製品について、無償点検・修理を実施しています。

③ 対象製品：型式、品番、販売期間、対象製品の台数

型式	品番	販売期間	対象製品の台数
MR003	MR003-01、MR003-02、 MR003-03、MR003-04、 MR003-05	平成23年2月 ～ 平成24年3月5日	7,800台

改修率 25.2%（平成24年5月31日現在）

対象製品の確認方法：

裏蓋に品番表示があります



④ 消費者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ輸入事業者の行う無償点検・修理を受けていない方は、速やかに下記問合せ先まで御連絡し、無償点検・修理を受けてください。また、無償点検・修理を受けるまでの間については、当該製品のリュウズ（時計の側面に付けられた突起）と裏蓋に長時間肌が触れないように十分注意してください。

（株式会社マルマンプロダクツの問合せ先）

お客様相談室

電話番号：0120-105-379

受付時間：9時～18時（土・日・祝日を除く。）

ホームページ：<http://www.maruman-products.co.jp/jp/support/release/index.html>

(本発表資料の問合せ先)

消費者庁消費者安全課

(製品事故情報担当)

担 当：中嶋、長井、川^{かわ}船^{ふね}

電 話：03-3507-9204 (直通)

F A X：03-3507-9290

(株式会社マルマンプロダクツが輸入した腕時計についての発表資料に関する問合せ先)

経済産業省商務流通グループ製品安全課製品事故対策室

担当：宮下、谷、山田

電 話：03-3501-1707 (直通)

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201200213	平成24年6月13日	平成24年6月19日	ガスこんろ(都市ガス用)	PA-39P-L	株式会社パロマ	火災	当該製品で調理中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の周辺に多量の油脂類が堆積していたことが要因となった可能性を含め、現在、原因を調査中。	北海道	
A201200214	平成24年6月7日	平成24年6月19日	ガスこんろ(都市ガス用)	IC-EV7CP-L	パロマ工業株式会社(現 株式会社パロマ)	火災	当該製品で調理中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の調理油過熱防止装置のついていない側のこんろで調理中に、火を消し忘れたことが要因となった可能性を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A201200215	平成24年6月14日	平成24年6月19日	石油ストーブ(半密閉式)	UH-85X3	株式会社コロナ	火災	店舗で発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201200210	平成24年4月22日	平成24年6月18日	腕時計	MR003	株式会社マルマンプロダクツ(輸入事業者)	重傷1名	使用者(小学生)が、当該製品を装着したまま就寝したところ、右手首に火傷を負った。事故原因は、製造時の内部部品取り付け不良により、部品間が通電していたため、当該製品のリュウズ(時計の側面に付けられた突起)と裏蓋に長時間肌が同時に触れていたことで、肌に持続的に電流が流れ火傷を負ったものと考えられる。	長野県	事業者が事故を認識したのは、6月15日3月6日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率 25.2% 6月21日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201200211	平成24年5月28日	平成24年6月18日	折りたたみ自転車	302 stadspin	ビーズ株式会社(輸入事業者)	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルポスト(ハンドルとフロントフォークをつなぐ支柱)が外れ、転倒、負傷した。現在、原因を調査中。	京都府	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201200212	平成24年1月	平成24年6月19日	衣類(ダウンジャケット)	重傷1名	携帯電話を操作中、当該製品のフード部ゴムヒモのスピンドル(ゴムヒモの先端部にある樹脂製部品)が左目に当たり、負傷した。ゴムヒモが何らかの理由で引っ張られ、反動で目に当たった可能性を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が事故を認識したのは、6月13日
A201200216	平成24年3月4日	平成24年6月20日	電気ストーブ(ハロゲンヒーター)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び可燃物(タオル)を焼損する火災が発生した。当該製品を故障したまま使用していた状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が事故を認識したのは、6月15日 6月21日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201200217	平成24年6月10日	平成24年6月20日	水槽用ウォータークーラー	火災	店舗の厨房水槽で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

腕時計（管理番号 A201200210）



折りたたみ自転車（管理番号 A201200211）

